

農地法関係の申請にかかる処理スケジュールのお知らせ

1 はじめに

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源であることから、売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更（農地転用）する場合は、他の不動産とは異なり、農地法の許可が必要です。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会では、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査することになっています。

2 権利移動の態様と農地法の規制条項

農地 — 売買・貸借等の権利移動 — 耕作目的（農地のまま）・・・農地法第3条
 — 他用途に変更（転用）・・・農地法第5条
 — 権利移動を伴わない転用・・・農地法第4条

3 許可権者と申請先

農地法の規制条項	許可権者	申請書の提出先
第3条	その農地のある農業委員会	左記と同じ
第4条	県知事	その農地のある農業委員会
第5条	県知事	その農地のある農業委員会

4 許可（不許可）処分までのスケジュール

(1) 第3条（必要な添付書類は、必要添付書類一覧を参照ください。）

申請書の受付 申請内容の審査 現地調査 総会（部会）での審議 許可（不許可）指令書の交付

(2) 第4、5条（必要な書類は、必要添付書類一覧を参照ください。）

申請書の受付 申請内容の審査 現地調査 総会（部会）での審議 意見を付して申請書を県知事に進達（30a超は農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。に意見聴取 審議結果通知 県知事に進達） 県の許可（不許可）指令書が農業委員会を經由して交付

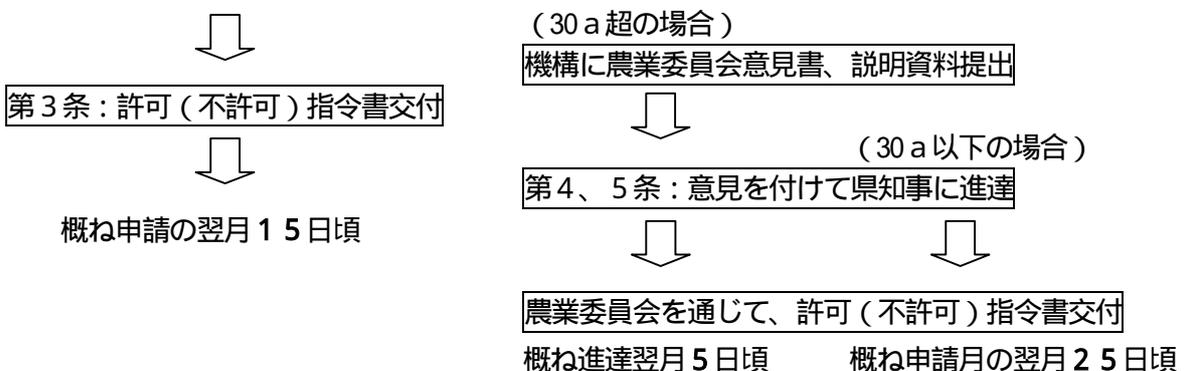
5 農業委員会の作業スケジュール

(1) 申請書締切日：毎月25日（当日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。）

(2) 申請書の記載内容の審査：おおむね7日間

(3) 現地調査：おおむね1日～7日の間（30a超の転用案件の資料作成）

(4) 農業委員会総会（農地部会）での審議：定例日10日



6 農地法関係の申請にかかる標準処理期間（通常要すべき標準的な期間）

申請書受付から概ね20日

（第3条の許可（不許可）指令書交付。第4、5条の県知事への進達）

詳しい内容のお問い合わせは農業委員会に確認ください。